

会計基準が企業収益の分析に与える影響について

＜ポイント＞

1. 企業収益動向をみる主な統計としては、法人企業統計（以下、「法企」という。）と上場企業の四半期決算データ（以下、「上場決算」という。）がある。両者は対象企業や決算の範囲、会計基準等に相違があり（表1）、このためそれぞれの前年比を比較すると期によっては大きな差異がみられる（図1）。本稿ではこの中で会計基準の相違に着目した上で、企業収益の分析に会計基準が与える影響について検討する（※1）（表2）。
2. まず、会計基準の相違による影響が大きい科目として特別損益に着目する。IFRS及び米国基準では特別損益の概念が存在しないため、上場決算の利益額には日本基準における特別損益に相当する損益が含まれる。一方で法企の経常利益には特別損益が含まれないため、これが差異の要因となる。実際に法企年報を用いて特別損益を加味した利益額と上場決算を比較すると両者の差異が小さくなり（図2）、会計基準の相違が相応に影響を与えている可能性が示唆される。
3. 次に会計基準の相違が企業収益全体に与える影響の程度を検討するため、IFRSを採用する企業の数を確認すると、増加傾向にある（図3）（※2）。利益ベースでも、直近の上場決算では製造業、非製造業ともに利益額の半分以上をIFRS及び米国基準採用企業が占めている（図4）（※3）。なお、業種別にみると、IFRS、米国基準企業が大宗を占める業種もあり、採用の程度には業種によるばらつきがあることも確認できる（図5）。
4. さらに、日本基準とIFRS、米国基準では一部の損益の認識方法にも違いがある（表3）。特に影響の大きいものとしてはのれんの償却方法の違いがあり（※4）、定額償却を行う日本基準に対してIFRS、米国基準では償却を行わないため、のれんの減損時に計上される費用が多額になりやすい傾向がある（表4）。また、どの基準においても会計上の考え方は適宜見直しが図られており、直近で影響の大きいものとしてはIFRSにおけるリース会計基準の変更がある（表5）（※5）。これにより計上方法変更の検討対象となる金額は最低でも5兆円程度となっており（図6）、企業によっては総資本利益率等の指標が悪化する可能性がある。
5. 以上みてきたように、企業の財務諸表は採用する会計基準の相違や、それぞれの会計基準における計上方法の変更により大きく変動する。企業収益を分析する際には、個々の会計基準の違いやその採用の広がりにも留意することが必要である。

（※1）日本で主に採用されている会計基準は日本会計基準、国際会計基準、米国会計基準の3つであり、本稿ではそれぞれ「日本基準」、「IFRS」、「米国基準」と表記する。

（※2）なお、米国基準採用企業は減少傾向にあり、2018年6月末時点で10社程度となっている。

（※3）ただし、当該期において一部のIFRS、米国基準適用企業で一時的な利益の増加がみられたことには留意が必要。

（※4）のれんとは、企業結合の際に発生する、取得額と被取得企業の純資産額の差額を指す。

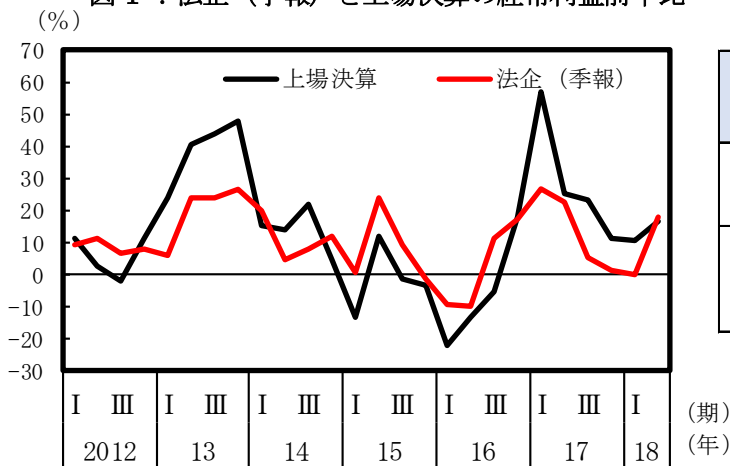
（※5）2019年1月以降に開始する事業年度より適用される。

表 1 : 法企と上場決算の違い

	法企	上場決算
対象企業	・資本金 1 千万円以上の企業 (季報) ・全企業 (年報)	全上場企業
決算範囲	単独決算	連結決算
会計基準	原則日本基準	日本基準、I F R S、米国基準混在 (I F R S、米国基準採用企業における税金等調整前当期純利益を日本基準の経常利益に対応)

図 1 : 法企 (季報) と上場決算の経常利益前年比

表 2 : 会計基準の概要



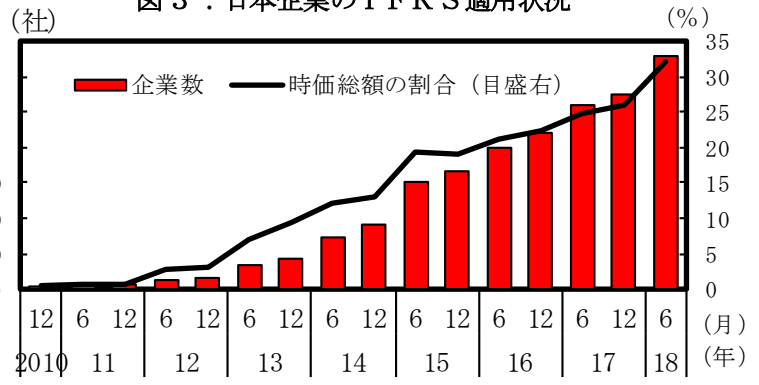
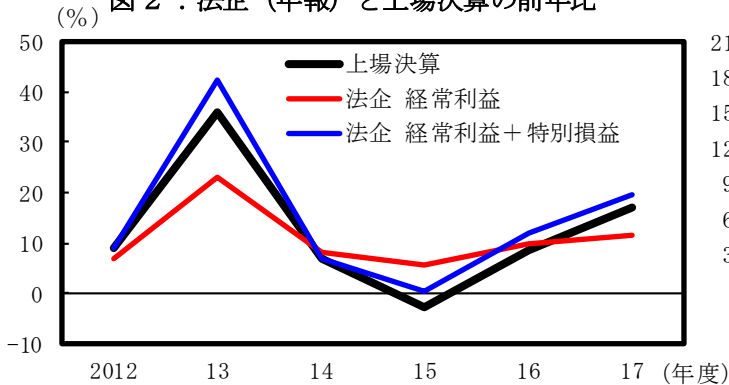
	日本基準	I F R S	米国基準
採用国	日本	欧州中心に 120か国以上	米国
策定主体	企業会計基準 委員会 (A S B J)	国際会計基準 審議会 (I A S B)	米国財務会計基準 審議会 (F A S B)

(備考) 各種資料により作成。

(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」、日経NEEDSにより作成。
2. 金融業、保険業を除く。

図 2 : 法企 (年報) と上場決算の前年比

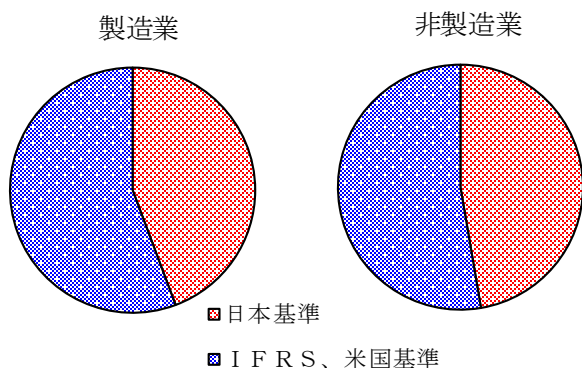
図 3 : 日本企業の I F R S 適用状況



(備考) 1. 財務省「法人企業統計年報」、日経NEEDSにより作成。
2. 金融業、保険業を除く。

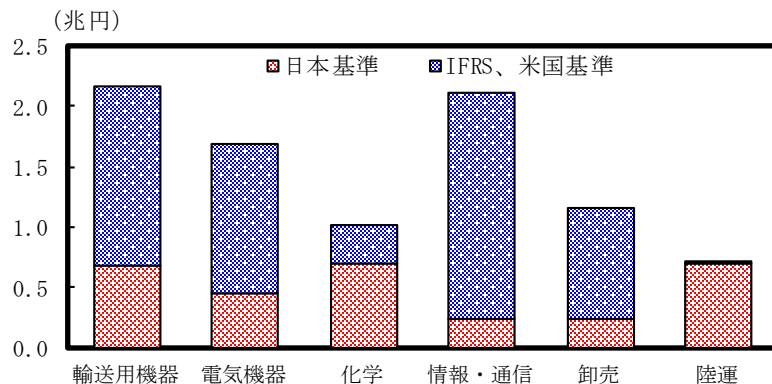
(備考) 1. 金融庁公表資料により作成。
2. 企業数は、適用予定企業を含む。
3. 時価総額の割合は、全上場企業の時価総額に対する、I F R S 適用・適用予定上場企業の時価総額の割合。
4. 6月末時点及び12月末時点の値。

図 4 : 上場決算利益額における会計基準の適用割合



(備考) 1. 日経NEEDSにより作成。
 2. 2018年4-6月期決算において、上場企業（金融業、保険業除く）の経常利益に占める、日本基準適用企業とIFRS、米国基準適用企業の利益額の割合。

図 5 : 上場決算利益額における会計基準別内訳



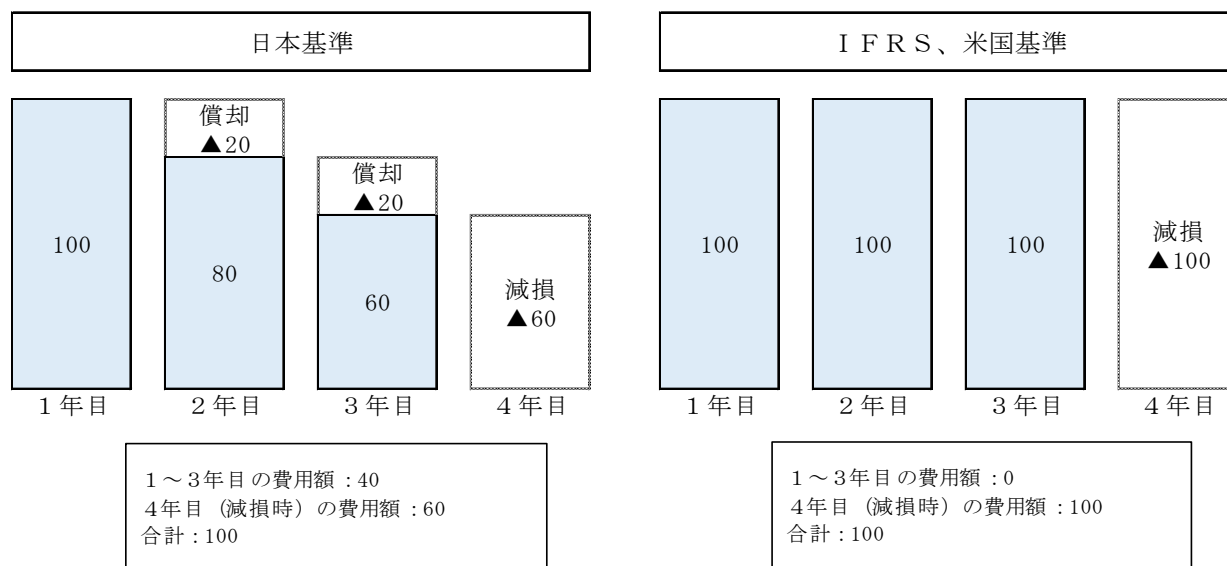
(備考) 1. 日経NEEDSにより作成。
 2. 2018年4-6月期決算の値。

表 3 : 会計基準による損益認識の相違(例)

	日本基準	IFRS	米国基準
のれん	償却	非償却	非償却
研究開発費	全額費用計上	一部を固定資産計上後、償却	全額費用計上
退職給付債務 数理計算上の差異	償却	非償却	償却

(備考) 1. 各種資料により作成。
 2. 会計基準による損益認識の相違は多々あるため、ここではその一部を記載した。
 なお、上記の表は一般的な概念をまとめたものであり、具体的な計上方法は個別の取引の実態等によっても異なることに留意。

表 4 : のれんの償却・減損イメージ



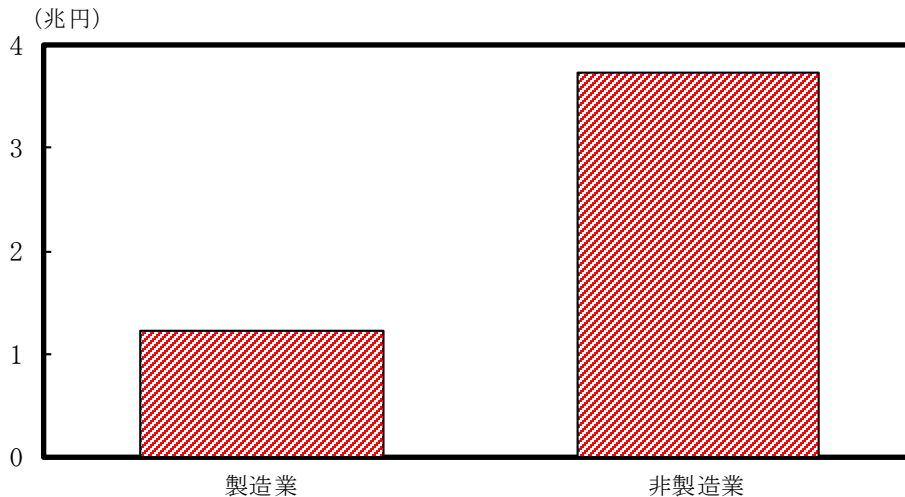
(備考) 各種資料により作成。取得時にのれん100を計上、4年目に全額減損した場合を想定。

表5 IFRSにおけるリース取引（借手）の計上方法

旧基準		新基準	
ファイナンス リース	オンバランス (資産・負債を認識)	短期リース 少額リース 以外	オンバランス (資産・負債を認識)
オペレーティング リース	オフバランス (費用処理)	短期リース 少額リース	オフバランス (費用処理)

- (備考) 1. 各種資料により作成。
 2. 上記の表は一般的な概念をまとめたものであり、具体的な計上方法は個別の取引の実態等によっても異なることに留意。

図6：オペレーティング・リースに基づく最低支払リース料



- (備考) 1. 日経NEEDSにより作成。
 2. 2018年3月期に年度末決算を迎えたIFRS採用企業のオペレーティング・リースに基づく最低支払リース料（1年超）を集計。このうち一部がオンバランス対象となる。

担当：内閣府 政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（総括担当）付
 森内 岳（直通 03-6257-1565）
 本レポートの内容や意見は執筆者個人のものであり、必ずしも内閣府の見解を示すものではない。